

## 加須市フィルムコミッション事業実施要綱

(令和4年2月21日 総合政策部長決裁)

改正 令和7年1月27日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、加須市（以下「本市」という。）の魅力を生内外に広く発信し、本市の知名度向上、交流人口の増加及びシビックプライドの醸成に寄与するプロモーション活動の一環として、市内におけるフィルムコミッション事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 映像 映画、テレビ及びウェブサイトで放送する番組（コマーシャルを含む。）その他これらに準ずる動画をいう。
- (2) 撮影 映像を制作するために行う撮影をいう。
- (3) 撮影者 撮影する者又は委任その他の契約に基づき撮影に関し必要な全ての権限を有している者をいう。
- (4) 撮影受入施設 撮影を受け入れる施設をいう。
- (5) 施設管理者 撮影受入施設を管理する権限を有する者をいう。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 良好な撮影環境の保持のために行う、次に掲げる撮影支援（以下「支援」という。）
  - ア 撮影に関する相談への対応、助言及び情報提供
  - イ 撮影者と撮影受入施設との間の撮影実施に関する調整
  - ウ 撮影受入施設における撮影時の立会い、現場調整及び現場確認
  - エ その他撮影が円滑に実施されるために必要と認める支援
- (2) 本事業の撮影実績を活かしたプロモーション活動
- (3) その他本事業の実施に当たり必要な事項

(支援の対象)

第4条 撮影支援の対象は、広く公開、放映又は放送されることが予定されており、かつ、不特定多数の者が視聴できる映像の撮影であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する映像の撮影は、対象としない。

- (1) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する撮影
- (2) 一般財団法人映画倫理機構から「R15+」又は「R18+」指定を受ける見込みのある映画の撮影
- (3) 視聴制限を設ける予定の映像（映画を除く。）の撮影
- (4) 公序良俗に反する撮影
- (5) 法令を遵守せずに行われる撮影
- (6) 本事業の趣旨に反する撮影
- (7) 本事業に係る業務を著しく妨げるおそれがある撮影
- (8) 公益を害するおそれがある撮影
- (9) 加須市暴力団排除条例（平成24年加須市条例第51号）第2条第2号の暴力団員

(以下「暴力団員」という。)に該当する者又は同条第1条の暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与する撮影  
(10) その他市長が支援の対象外と認める撮影  
(支援の申請)

第5条 支援を希望する撮影者は、企画書を添付の上、撮影支援申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める同意事項を遵守するものとする。

3 申請者は、第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(支援の決定)

第6条 市長は、前条に基づく申請を受けた場合には、速やかに支援の可否を、撮影支援承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(支援の取消し)

第7条 市長は、前条の規定による支援の決定を受けた者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、当該支援の決定を取り消すことができる。

(1) 第4条の規定による支援の対象に違反したとき。

(2) この要綱又は市長が別に定める同意事項に違反したとき。

(3) 第10条に規定する本事業の所管課又は施設管理者の指示を無視したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正な手段により支援の決定を受けた事実が明らかと認められるとき。

(免責)

第8条 本市は、支援を受けた映像の内容について一切の責任を負わないものとする。

2 撮影者は、撮影予定日までに施設管理者から撮影の許可が得られない、又は施設管理者から撮影の許可を取り消された等により、予定どおりに撮影ができなかった場合であっても、このことを理由として、本市に損害の賠償を求めることはできない。

(費用)

第9条 本事業に要する費用は、本市の負担とする。

2 支援を受け、撮影受入施設を利用して撮影を行った場合において、当該施設が定める施設使用料その他撮影に要する費用は、撮影者の負担とする。

(事業の所管)

第10条 本事業に係る事務は、総合政策部シティプロモーション課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月27日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

撮影支援申請書

年 月 日

加須市長 あて

申請者 所在地  
法人名  
代表者名

撮影支援を受けたいので、加須市フィルムコミッション事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請にあたっては、同要綱第4条第2項の各号いずれにも該当しないことを誓約するとともに、別紙「同意事項」の内容を承諾します。

作品・番組名	
作品・番組概要	
ジャンル	<input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> ドラマ <input type="checkbox"/> バラエティ <input type="checkbox"/> CM <input type="checkbox"/> MV <input type="checkbox"/> その他（ ）
撮影期間	年 月 日 時頃 から 年 月 日 時頃 まで
撮影場所	
スタッフの人数	約____人 ※役者・エキストラも含まます
車両台数	約____台（大型____台、ロケバス____台、乗用車____台、その他____台）
使用設備	<input type="checkbox"/> 火気使用 <input type="checkbox"/> 騒音発生 <input type="checkbox"/> 電源 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 駐車等
公開・放送日	年 月 日（予定・決定） 配給会社・放映テレビ局（ ）
連絡担当者	氏名： 電話： メール：
添付書類	<input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> 台本（撮影に関する部分） <input type="checkbox"/> その他（ ）
加須市をロケ地に選んだ理由	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

撮影支援承認（不承認）通知書

様

加須市長

年 月 日付で申請があった撮影支援について、以下のとおり決定したので、加須市フィルムコミッション事業実施要綱第6条の規定により通知します。

承認します。

作品・番組名	
撮影期間	年 月 日 時頃 から 年 月 日 時頃 まで
撮影場所	
備考（承認条件等）	・別紙「同意事項」を遵守すること

承認しません。

承認しない理由	
---------	--